

令和6年度実施
専門職大学分野別認証評価報告書
(リハビリテーション分野)

びわこリハビリテーション専門職大学

リハビリテーション学部

理学療法学科／作業療法学科

令和7年3月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

目次

I	分野別認証評価結果	1
II	領域ごとの評価	2
	領域 I	2
	領域 II	6
	領域 III	16
	領域 IV	19
	領域 V	24
III	意見申立ておよびその対応	28
	【別紙】 認証評価委員会	29
IV	参考資料	30
	※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています	

I 分野別認証評価結果

びわこリハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 理学療法学科ならびに作業療法学科は、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学評価基準を構成する 22 の基準をすべて満たしている。

- 主な優れた点は、特にありません。
- 主な特色ある点として、次のことがあげられます。
 - びわこリハビリテーション専門職大学の科学研究費補助金の獲得状況が、専門職大学の中でもトップクラスであり、特色があります。
- 主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。
 - 中途退学者が多く、この原因究明と対策が望まれます。
 - 学修行動調査の回答率が低く、より広範な学生の意見が反映されるための工夫が望まれます。
 - 学修行動調査や授業アンケート調査の結果を分析し、それを学生にフィードバックすることが望まれます。
 - 教職員の資質向上に向けた取組が積極的に実施されていますが、参加者の反応に関する調査が望まれます。
 - 作業療法学科の定員未充足に対する取組が望まれます。このために、社会人選抜も視野に入れた改革が望まれます。
- 改善を要する点は、特にありません。

II 領域ごとの評価

領域 I 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的および学修

基準 I-1 専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命に則して、目的が適切に設定されていること。この目的には、当該専門職大学の育成しようとしている人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 専門職大学（リハビリテーション分野）の目的が、理念や使命に則して、適切に設定されていること。

・教育の理念、目標、育成しようとする人材像が、期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

びわこリハビリテーション専門職大学（以下「この専門職大学」とよびます。）は、学校法人藍野大学の教育理念を踏まえて、リハビリテーション学部にて理学療法学科、作業療法学科（2020年4月開学）および言語聴覚療法学科（2024年4月開学）3学科で構成されています。今回の分野別認証評価の対象は、理学療法学科および作業療法学科の2学科です。

この専門職大学は、学校法人 藍野大学の掲げる建学の精神「知を愛すること Philosophia」に基づいて、「病める人々を癒すばかりでなく慰めるために（Saluti et Solatio Aegrorum）」を教育理念としています。学則第1条には、この専門職大学の目的が明示され、学則第4条には学部および両学科が養成をめざす人材像について下記のように記述されています。

- (1) 高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏づけられた専門的な知識と技術を身につけ、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を養成する。
- (2) 地域共生社会の実現に向け、理学療法士・作業療法士として保健・福祉・スポーツ・就労等の分野において、多職種と連携・協力のもと、地域住民および地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。

これらの目的や人材像は、ホームページ「本学の教育研究上の目的」および学生便覧にも明記されています。2024年度からの新カリキュラムでは、基礎科目（初年次教育科目）「学びの基盤」において周知が図られています。

以上より、この専門職大学リハビリテーション学部および両学科の目的は、適切に設定されています。

基準 I-2 【重点評価項目】専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている人材育成がなされていること。

【評価結果】 基準 I-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・修了状況、資格取得等の状況から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の修了率および「標準修業年限 × 1.5」年内修了率（過去5年分）を確認する。
- ・専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

2020年度入学者は58名（理学療法学科44名、作業療法学科14名）、2023年3月修了（卒業）者数が46名（理学療法学科39名、作業療法学科7名）で、修了状況については、理学療法学科の修了率79.3%、作業療法学科の修了率50.0%でした。作業療法学科の修了（卒業）率が低く、改善が望まれます。

GPA分布(2023年度)によると、一期生49名（2023年卒）のGPA分布は2.4~2.6の範囲が最頻値（3点満点で算出）です。低学年のGPAが低く、高学年ではGPAが高くなる傾向にあります。GPAの分布状況は、いずれの学年もほぼ正規性があり偏りがないことから、適切な成績評価が実施されているものと予測されます。

一期生（入学者58名）のうち中途退学者は9名（入学者の15.5%）で、5名は単位未認定でしたが、学業を継続しており、二期生と共に2024度には卒業予定です。二期生（入学者126名）および三期生（入学者111名）の中途退学者数（2024年4月1日現在）は、それぞれ29名および21名で、中途退学者の多い状況が続いています。退学理由は、身体疾患、心神耗弱、学力不足、進路変更（就職、他学への転学）、家庭の経済的事情等があげられます。理学療法学科については、「入学前に考えていたものと違う。」というケースも多くなっています。学生はスポーツに関する仕事を期待して入学しましたが、実際には高齢者への対応が多いこともイメージ違いとなっています。作業療法学科については、学生は作業療法士に関するイメージできない状態で入学し、勉強についていけずに退学するケースがありました。このような、学力不足や進路変更については、原因究明と対応が望まれます。

成績不良者に対する学習支援は、各学科の担任・チューターが対応しています。全学生に対する定期的な面談の上で、成績確定後に個別に学習方法等が助言されています。成績不振者の保護者には、保護者懇談会（毎年5月実施）への出席を促し、これ以外の時期にも担任から連絡し、必要に応じて保護者面談が実施されています。このように、担任・チューターによる個人的な取組は確認できましたが、成績不振者に対する全学的な取組は確立されておらず、教育開発委員会を中心とした上級生によるピアサポーター制度の実施が検討されていますが、組織一丸となった対応が望まれます。

資格取得状況については、理学療法士の国家試験合格率が82.1%（受験者39名、合格者32名）、作業療法士の国家試験合格率が85.7%（受験者7名、合格者6名）でした。なお、新卒者のみの国家試験合格率（新卒者）は、理学療法士95.3%、作業療法士91.6%となっています（https://www.mhlw.go.jp/general/sikaku/successlist/2024/siken08_09/about.html）。この国家試験合格率の低い原因分析および合格率向上に関する取組が期待されます。学生の授業評価アンケートの自由記述に「国家試験対策が不満であった。」とありますが、2023年度から、正規授業外の授業として国家試験対策講座を20時間程度実施し、2024年度からは30時間程度に増やすなど対策が強化されています。

理学療法士、作業療法士以外の資格取得については、下記のとおりです。

- ・中級パラスポーツ指導員 理学療法学科：10名 作業療法学科：4名
- ・スポーツリズムトレーニング DIFFUSER 理学療法学科：27名（展開科目「スポーツリズムトレーニング論」履修者）

I-2-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

学生の学修行動調査では、学修行動、通学時間、学習取組意識、学習行動・満足度、学生生活、大学教育への期待、学生生活での取組、汎用的知識・技能・意欲等が調査されています。設問「2. 学習取組意識」の中で、「リハビリテーションの専門職になるためには、学業がいくらしんどくてもあきらめない。」あるいは「課されたレポートや課題を少しでも良いものに仕上げようと努力する。」について、9割前後の学生が「たいへんよく当てはまる。」「少し当てはまる。」と回答しています。設問「5. 汎用的知識・技能、意欲」に関して「たいへんよく当てはまる。」「少し当てはまる。」と回答した学生の割合は、「大学入学時と比べて、学習意欲が全体として高まったと感じる。」79%、「大学入学時と比べて、専門分野への関心（専門職になる意欲）が高まったと感じる。」94%、「大学入学時に比べて、良好なコミュニケーションをとる力がついたと感じる。」89%、「大学入学時と比べて、相手の価値観や意見を理解することができるようになったと感じる。」87%となっています。

しかしながら、この学修行動調査については、回答率が2割程度と低く、アンケートに協力した者は比較的学修に意欲的な学生と考えられ、上記の調査結果は成績不振者等（未回答者）の実状が反映されていない懸念があります。このため、2023年度までの学修行動調査の所管組織が曖昧であったことから、2024年度からは、教学IR室がアンケート実施および集計・分析の業務を担い、学生の任意回答ではなく、各クラスで回答する時間の確保など回答率向上の努力が行われています。また、全学年まとめた結果となっていますが、学科・学年別の傾向分析にも取り組むことが望まれます。

この専門職大学が養成しようとする人材像「(1) 高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身につけ、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を養成する。(2) 地域共生社会の実現に向け、理学療法士・作業療法士として保健・福祉・スポーツ・就労等の分野において、多職種と連携・協力のもと、地域住民及び地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。」に必要な「資質・能力」が養成されているか否かの判断を可能とする設問も必要です。

学修行動調査以外に、各科目単位で実施する授業評価アンケート(中間・終講時)が実施されています。これらの調査結果の分析と学生へのフィードバックがほとんどなされておらず、改善が望まれます。学生へのフィードバックがないことが、アンケート調査等への協力を躊躇する要因になっているものと懸念されます。

理学療法学科では、1年次の見学実習から4年次の総合臨床実習まで学修ポートフォリオが作成され、学生自身が自らの成長過程を省察しています。作業療法学科では、臨床実習(臨地実務実習)において実習ポートフォリオが実習課題となっており、臨床実習指導者や実習後の学内指導、発表会の資料として活用されています。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、専門職大学(リハビリテーション分野)に求められている学修成果があがっていること。

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

卒業生(2023年度のみ)は、理学療法学科39名、作業療法学科7名であり、滋賀県内就職内定率が9割近くに達しています。理学療法士国家試験合格者(32名)の進路内訳は、病院等30名、高齢者施設2名、作業療法士国家試験合格者(6名)の進路内訳は、病院4名、高齢者施設1名、進路未定1名です。卒業生の8割以上が第一志望の就職先に進み、国家試験合格者のほとんどが専門職として就職しており、この専門職大学の目的に沿った人材が輩出されています。

両療法士試験不合格者については、合格に向けた指導が行われています。国家試験に関連する授業を無料で聴講生として学ぶ機会が設けられ、元担任が引き続き指導しています。

今後は、医療・介護福祉だけでなく、保育や発達支援、さらには民間企業など、就職先の拡大を図ることが計画されています。

I-2-4 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、専門職大学（リハビリテーション分野）に求められている学修成果があがっていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

2024年3月に一期生が卒業したばかりであり、就職した卒業生や就職先雇用者からの意見聴取等は、2025年7月に予定されています。

2023年度卒業生アンケートの集計結果によると、設問「1. ディプロマポリシーの達成度」について「身についた」「ある程度身についた」および設問「2. 学習内容の理解度」について「理解できた」「ある程度理解できた」の回答割合は、ともに概ね90%となり、専門職として必要な知識・技術を修得できたと評価していることから、学修成果はあがっていると判断します。

以上の内容を総合して、「**領域 I を満たしている。**」と判断します。

領域 I の基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 中途退学者が多く、この原因究明と対策が望まれます。
- 学修行動調査の回答率が低く、より広範な学生の意見を反映されるための工夫が望まれます。
- 学修行動調査や授業アンケート調査の結果を分析し、それを学生にフィードバックすることが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅱ 教育課程および教育方法

基準Ⅱ-1 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 卒業認定・学位授与方針が、命の大切さを基本とした職業倫理観を身につけ、クライアントの実態把握と生活の質向上を図る人材育成をめざして、具体的かつ明確に策定されていること。
・卒業認定・学位授与方針が、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示していることを確認する。

両学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）は、下記のように、学生が身につけるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に記述しています。

理学療法学科では、学則に基づき 134 単位を取得し、以下の能力・資質を備えた人物に理学療法学士（専門職）の学位を授与する。

DP1：人を尊び幅広い教養を有し、高い倫理観のもと、理学療法士としての自覚と責任を持ち、生涯にわたり自己研鑽することができる。

DP2：理学療法学の専門的知識及び技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な理学療法を実践することができる。

DP3：多職種と連携でき、対象者と円滑なコミュニケーションをもって、医療・保健・福祉・スポーツなどそれぞれの分野の理学療法を実践することができる。

DP4：理学療法に関連する他分野の専門的知識を修得し、地域が抱える身体活動に関する課題を発見し、解決方法を考えることができる。

作業療法学科では、学則に基づき 134 単位を取得し、以下の能力・資質を備えた人物に作業療法学士（専門職）の学位を授与する。

DP1：人を尊び、豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を有し、自覚と責任をもって行動し、生涯学び続けることができる。

DP2：作業療法学の専門的知識と技術を修得し、論理的思考に基づいた最適な作業療法を検討し、実践することができる。

DP3：多職種や対象者と円滑なコミュニケーションを通じて協働し、医療・保健・福祉・教育・就労などの場において作業療法を実践することができる。

DP4：地域社会における多様な生活課題を発見し、作業療法士の専門性を活かした解決方法を考えて対象者の生活の質の向上を目指す。

なお、ディプロマ・ポリシーについて、学生便覧（2023 年度）と大学ホームページとの間に齟齬がありますが、2024 年度新カリキュラム移行に伴う三ポリシーの改定に伴うもので、ホームページ上に旧カリキュラム版のディプロマ・ポリシーを追記することにより、新旧ポリシーに関する学生の内容理解を深める対応がとられました。

基準Ⅱ-2 リハビリテーション専門職に求められる専門的知識・技能に加えて、命の大切さを基本とした倫理観を身につけ、他の医療職と協調しつつクライアントの実態把握と生活の質向上を図る能力（思考力、分析・判断力、応用力、コミュニケーション力等）の養成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させるものとなっているかを確認する。

両学科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、ホームページに下記のように公表されています。これらは、専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則およびディプロマ・ポリシー（分析観点Ⅰ-1-1参照）に基づき設定されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとは整合的です。学生便覧別添には、授業科目とCP・DP対応表、カリキュラムツリー、教育課程表（指定規則との対比表）が明示されています。全体および各学科別オリエンテーションにおいて、学生便覧別添「教育課程表」を用いて、各学科の単位制度、科目の配当年次・時期、必修・選択の区分等を十分確認して選択科目の履修登録・削除を行うよう指導されています。

理学療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及びディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの方針で編成・実施する。

- CP1：基礎科目では、初年次教育科目、人間と社会系科目、自然科学系科目、語学教育科目で編成し、医療職になるために必要な教養や倫理観、社会性を身に付ける教育を実施する。
- CP2：理学療法理論科目群では、基礎医学、臨床医学、公衆衛生学、運動学など理学療法学の基盤となる科目を配置し、理論に裏付けられた実践ができる教育を実施する。
- CP3：職業実践科目群では、理学療法に必要な知識、技能、倫理観を学ぶ科目を配し、演習と実習を通して臨床的思考能力を高めるとともに他職種と連携できる実践力を養う教育を実施する。
- CP4：展開科目では、理学療法活動に隣接する分野の科目を配し、地域社会の中で理学療法の新たな価値を創造する教育を実施する。
- CP5：総合科目では、すでに修得した知識および臨床実習を統合するとともに、発表やディスカッションを通し、課題発見・解決力を養う教育を実施する。

作業療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及びディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの方針で編成・実施する。

- CP1：基礎科目では、初年次教育科目、人間と社会系科目、自然科学系科目、語学教育科目を配置し、作業療法士になるために必要な教養や倫理観、社会性を身に付ける教育を実施する。
- CP2：作業療法理論科目群では、基礎医学、臨床医学、公衆衛生学、運動学など作業療法学の基盤となる科目を配置し、理論に裏付けられた実践ができる教育を実施する。
- CP3：職業実践科目群では、実習を通じて作業療法に必要な知識、技術、倫理観などを学ぶ科目を配置し、作業療法過程を学ぶなかで臨床的思考能力を高めるとともに多職種の役割を理解する能力を養う教育を実施する。
- CP4：展開科目では、作業療法に隣接する分野の科目を配置し、地域社会の中で主体的に活動し作業療法の新たな価値を創造する教育を実施する。
- CP5：総合科目では、すでに修得した知識および技術を発表やディスカッションを通じて統合し、生活課題の解決に向けて、多職種と協働できる教育を実施する。

なお、カリキュラム・ポリシーについて、学生便覧（2023年度）と大学ホームページとの間に齟齬がありますが、2024年度新カリキュラム移行に伴う三ポリシーの改定に伴うもので、ホームページ上に旧カリキュラム版のカリキュラム・ポリシーを追記することにより、新旧ポリシーに関する学生の内容理解を深める対応がとられました。

II-2-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程の編成および実施方針に、上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

学修成果の評価方針については、学則、ディプロマ・ポリシー、シラバスには記載されていますが、ホームページに示された教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、分析観点II-2-1参照）には、「学修成果の評価方針」が記述されていないため、改善を求めました。その結果、両学科のCPの前文の部分に下記の通り加筆する旨の改善が提案されました（下線部分が加筆箇所）。

〇〇療法学科の教育課程は、専門職大学設置基準及び〇〇指定規則及びディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの方針で編成・実施する。各科目の特性に応じて筆記試験、レポート、プレゼンテーション、実技試験及び自己評価を実施し、学修成果を評価する。併せて、学修行動調査等の結果を集約し、教育課程や教育方法の改善を図る。

基準II-3 協調性をもちつつ人間理解に富みデータ分析能力を備えたりハビリテーション専門職の育成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準および関連法令に適合するものであること。

【評価結果】 基準II-3を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-3-1 生命・職業倫理、コミュニケーション論、情報リテラシー、基礎的な外国語・科学科目等を学習する基礎科目および基礎・臨床医学、臨床実習、保健医療福祉等を学習する職業専門科目が展開されていること。これらの基盤の上に、共生社会の展開・実践、身体障害への支援（生活の質の改善・向上）、組織の経営・マネジメント等を学習する展開科目および総合的学習を促進する総合科目が展開されていること。
・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを確認する。
・実務に必要な専門的な知識、専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていることを確認する。
・共生社会の展開・実践に関する科目、身体障害への支援システムに関する科目、組織の経営・マネジメントに関する科目等（展開科目）が有効に展開されていることを確認する。
・学修内容を統合指導するゼミ等（総合科目）が有効に展開されていることを確認する。
・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針や関係法令等に則して編成されていることを確認する。
・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

基礎科目、職業専門科目、職業実践科目、展開科目、総合科目などの科目分類の下、専門職大学設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づいた適切な授業科目が開講されています。生命・職業倫理、コミュニケーション論、基礎的な外国語、自然科学、基礎医学科目、職業専門科目が配置されています。その他、共生社会の展開やシステム支援工学も階層的に展開されています。

展開科目では、地域で活躍する専門家や地域に暮らす障害がある人から学ぶ機会が設定されています。具体的な授業科目の一例として、「身体障害者就労環境論」、「障害者スポーツ論実習」などが開講されています。総合科目「協働連携論総合実習」において、多職種連携、患者中心の医療の考え方を学びます。

基礎科目、職業専門科目で「知」が蓄積され、展開科目で「病める人々」から学び、「病める人々」の暮らす生活の場で問題を解決しながら、当事者と療法士が互いに癒され、慰められる体験から学修できる教育編成となっています。

II-3-2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が展開されていること。

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格取得に必要な授業科目が開設されていることを確認する。

専門職大学設置基準および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を満たし、理学療法士、作業療法士の資格取得に必要な授業科目が展開されています。

II-3-3 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

シラバスには、①授業概要・到達目標、②DP との関連（DP の項番（分析観点Ⅱ-1-1）が記入されています。）、③コマシラバス（授業ごとの内容）、④課題・評価法（定期試験と小テスト・課題の割合等）、⑤教科書・参考書、⑥授業時間外の学習、⑦その他が記述されています。各授業科目の到達目標が適切な水準で明示され、授業内容も到達目標に即したものとなっています。また、カリキュラムマップより各授業科目が段階的に積み上げられています。

II-3-4 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

履修ガイダンスの際に、学生便覧を用いて、カリキュラムツリー、履修モデル、教育課程表（指定規則との対比表）、カリキュラムマップなどによって、段階的かつ体系的な教育カリキュラムであることが学生に周知されています。

基準Ⅱ-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、リハビリテーション分野の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-4-1 臨地実務実習について、病院や診療所等の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。

- ・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。
- ・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。

実務実習施設と契約を結び、「実習の手引き」に沿って、臨地実務実習が実施されています。1年次「見学実習ⅠおよびⅡ」、2年次「見学実習Ⅲ」（各1単位）、3年次「評価実習」（4単位）が実施され、「総合実習Ⅰ」（3年次後期）、「総合実習Ⅱ」（4年次前期）（各6単位）、最後に「地域実習」（1単位）が実施されます。それぞれの実習での試験および評価課題が明記されています。提出物は、レポート、ポートフォリオ、成長報告書、凝縮ポートフォリオ（口頭試験に使用）、体験チェックリストが明記されています。「実習の手引き」には、ハラスメント対応も記載されています。

臨地実務実習については、実習支援センター（各学科の教員および学生支援グループの職員で構成）において基本的な方針が定められ、各学科で調整が行われます。

成績評価については、臨地実務実習先の実習指導者の評価に加えて、実習前後の試験（客観的臨床能力試験および筆記試験）により総合的に評価されます。見学実習以降の評価実習、総合臨床実習Ⅰ、Ⅱでは、臨地実務実習指導者会議が開催され、教員と実習先の指導者との間で実習内容や成績評価の方法について、調整、確認、意見交換が実施されます。

臨地実務実習先は、指定規則に則った領域、学生の希望、自宅からの距離（自宅から実習先まで公共交通機関を利用して90分以内で通学可能）、交通費等を総合的に配慮し学生への公平性も担保しつつ、施設別（病院や診療所、老人保健施設やその他の介護関連施設など）および分野別（高齢者、子ども、運動器、神経、内部障害など）の多様な実習が可能となるように決定されます。

基準Ⅱ-5 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-5-1 他の医療職およびクライアントとのコミュニケーション能力の涵養が重視されていること。

- ・コミュニケーション能力育成を目的とした科目の中で、他の医療職およびクライアントとのコミュニケーションが重視されていることを確認する。

「基礎理学療法学」、「作業療法学総論」、「リハビリテーション概論」等において、実務家教員の臨床経験を基にした多職種連携についての実践的講義が展開されます。他の医療職およびクライアントとのコミュニケーションを重視する科目として、1年次「コミュニケーション論」、3年次「地域共生論」、4年次「協働連携論総合実習」が開講されています。総合科目「協働連携論総合実習」では、地域で生活するクライアントがゲストスピーカーとして招聘され、多職種との連携、対象者とのコミュニケーションの涵養が図られます。

「見学実習」では、患者との面接を行い、その結果をグループで発表し、省察が行われます。

「評価実習」「総合臨床実習」前後では、客観的臨床能力試験が実施され、実習ごとに想定患者を変更し、模擬患者に対する評価や問診を通じて、コミュニケーション能力についてルーブリック評価表を用いて評価します。実習期間中は、実習指導者の監督の下、患者のレベルに応じた適切なコミュニケーション能力を養成するよう指導されます。担当教員は、巡回指導時に直接学生の実習場面を観察し、経過を記録します。

理学療法学科では、理学療法記録の作成を課題とし、実習での疑問や口頭では十分には報告相談ができなかった内容について記載し、指導者とのコミュニケーションツールの一つとして活

用されます。

作業療法学科では、学修ポートフォリオが作成されます。それを活用して、臨床実習指導者への質問や指導者からの承認、到達点の確認など、学生と指導者との間のコミュニケーションが図られます。

実習施設間で連絡票による連絡や、実習指導者と担当教員の事前面談などにより、実習指導者と学生の円滑なコミュニケーション関係が支援されています。また、実習後にコミュニケーションに課題があった学生に対する教育指導などの体制も整備されています。

基準Ⅱ-6 リハビリテーション分野の人材育成目標を反映した授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用されていること。また、インターシップ、客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

シラバスには、授業概要・授業形態・到達目標、ディプロマ・ポリシーとの関連、各回のテーマ、評価方法、授業時間外の学習、履修者に伝えたい事項、受講のルール等が記載され、学生はWebシラバスを通じて閲覧します。

授業科目ごとの受講人数は、ほとんど40名以下となっています。40名を超えて実習、演習等の実技をともなう授業には、補助教員が配置されます。「演習」では、少人数のグループに分けて、特定のテーマについて学習する際に、補助教員は学生からの質問に答え、テーマに沿った議論するファシリテーターとしての役割を果たします。「実習」では、理学療法評価や治療における実技を体験し習得するために、補助教員は学生に実技を実演・指導します。

理学療法学科では、5～6名の学生に1名教員が配置され、研究テーマに沿った調査・測定を行い、ポスター発表が実施されます。オンデマンド授業は、一般教養や一部の臨床医学で実施されます。現地調査の授業としては、「体力測定論」など地域に出かける地域密着型の授業が実施されます。事例研究は、各応用論実習で実施されます。

作業療法学科では、職業専門科目の職業実践科目群（とくに指定規則における専門分野に該当する科目）、展開科目、総合科目「協働連携論総合実習」、「作業療法総合実習ⅠおよびⅡ」では、双方向性授業が主体です。オンデマンド講義等は、基礎科目、職業専門科目においても多くの授業において活用されています。

新年度オリエンテーションでは、Webシラバスについて説明し、選択科目の履修登録や日常の学習準備に向けた指導が行われます。

II-6-2 インターンシップや客員・外部講師などリハビリテーション分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・インターンシップの実施状況およびリハビリテーション分野関連機関からの客員・外部講師の招聘状況を確認する。

両学科の専門科目においては、一部科目で非常勤講師またはゲストスピーカーが招聘され、より実践的な講義が開講されています。学科共通科目では、展開科目「障害者スポーツ論実習」、総合科目「協働連携論総合実習」で実施されます。

理学療法学科では、海外大学から運動器疾患の理学療法分野の著名な講師が招聘されました(2022・2023年度)。スポーツチームでの実習等は、医療機関以外における理学療法士の職業の広がりについて知る機会となっています。国際的な視野をもつ理学療法士の養成をめざして3-4年次90分授業(隔年)に、外国人講師が招聘されています。「応用論実習」においては、患者さんの評価・治療の動画を中心とした授業が行なわれます。

作業療法学科では、「成人期地域生活適応論」、「地域生活作業療法学実習Ⅱ」、「就労環境論実習」などで患者さんの参加した授業が実施されます。作業療法学科は、就労支援施設等での実習により、学生の視野を広げる工夫を行なっています。

理学療法学科では、「スポーツ障害応用論実習」において、イトマンスイミングスクールに赴き、インターンシップが実施されます。作業療法学科では、職業実践科目「精神障害作業療法学実習」をはじめ、展開科目「就労環境論実習」、「老年期地域生活適応論実習」、「児童期地域生活適応論実習」、「成人期地域生活適応論実習」等でインターンシップが実施されます。

また、この専門職大学と地域共生の取組である東近江市と連携事業にも教員の指導のもと主体的にインターンシップ形式で参加します。この東近江市の連携事業は、地域共生の取組として特色があります。

II-6-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・1年間の授業を行う期間(定期試験等を含む)が、35週確保されていることを確認する。
- ・各授業科目が、8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・履修登録科目に関する単位数の上限設定(CAP制)が行われている場合には、それらの実施状況を確認する。

年間の授業週数は35週と定められ、授業時間は「講義」「演習」15時間、「実習」30~45時間です。学生便覧「試験及び履修に関する規程」第3条において、CAP制の採用が規定され、年間の履修登録単位数を50単位以内(累計GPAが2.50以上の場合は55単位以内)としており、新年度オリエンテーション等において学生に周知が図られています。しかしながら、CAP制の「55単位」は多すぎであり、適正化を図る取組が望まれます。

シラバスには授業時間外の学習についても、LMSであるmanabaを利用する小テストや課題、レポートなど具体的に記述されており、単位の実質化が配慮されています。

II-6-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

「既修得単位認定に関する内規」には、「単位認定の対象とする入学前の既習取得単位等」、「社会人の経験に対する単位の認定」、「外国の大学等を卒業又は中途退学した学生の単位認定」などが定められています。担任・チューターが個別相談に対応することになっています。これまで留学生等の受け入れ実績はありませんが、海外留学の経験のある日本国籍を有する学生については、2021年度入学生1名に対して、海外の短期大学で修得した科目について既修得単位とし

て認定しました。

基準Ⅱ-7 公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-7-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

- ・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

授業科目の試験合格によって単位が認定されます（学則第17条）。成績はS～Dで評価される（第20条）、所定の単位を取得することで卒業要件とし、卒業は教授会の議を経る（第22条）、卒業認定された者に学位を授与する（第23条）と規定されています。学生便覧にはGPAの算出方法、活用が記載されており、「履修及び試験に関する規程」第11条には「試験は筆記、口述、レポート、論文、実技等により行う。」と明記されています。

Ⅱ-7-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

成績評価基準や成績評価の多様な考慮要素の内訳は、学則、学生便覧、シラバス等によって学生に周知されています。各授業科目の成績評価基準については、評価対象（試験、課題レポート、小テスト等）の割合がシラバスに明示されるとともに、各担当教員が授業において成績評価方法等を説明しており、学生に周知されています。

Ⅱ-7-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

- ・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- ・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
- ・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

成績評価はGPAを採用し、各学期の成績評価入力完了後に行われる教授会において単位認定を審議し、学長が認定するなど組織的な仕組みが構築されています。

Ⅱ-7-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

「成績評価異議申立てに関する規程」が制定され、学生便覧に明示および成績通知書配布時に説明が行われます。事務センターが申立窓口となっています。これまでの申立件数は、2021年度3件、2022年度1件、2023年度1件でした。

Ⅱ-7-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定に関する規定が法令に従い定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況についても確認する。

「既修得単位認定に関する内規」に基づき、社会人経験あるいは他大学等の中退して入学してきた学生に対して、入学時の申請により、既修得単位の認定が教授会で審議され、認定されます。滋賀県下の大学等で構成される「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」に加盟し、その単位互換事業に参画し、加盟大学との単位互換が行われています。認定実績は、2021年度4名・12単位、2022年度4名・9単位、2023年度4名・15単位でした。

基準Ⅱ-8 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-8を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-8-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。
・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

卒業要件は、学則第22条に規定されています。両学科のディプロマ・ポリシーには、卒業時における理学療法士または作業療法士の人材像として必要な資質が記載されており（分析観点Ⅱ-1-1参照）、卒業要件を満たしかつディプロマ・ポリシーに適った学生に対して、教授会の議を経て学長が卒業認定を行います。卒業要件は、専門職大学設置基準および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を満たしています。

以上より、卒業要件はディプロマ・ポリシーに則して、組織的に策定されています。

Ⅱ-8-2 卒業要件が学生に周知されていること。
・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

卒業要件は、学生便覧 p.29 に詳細な内容が掲載されています。全学および学科ごとのオリエンテーションにおいて、卒業要件および履修登録の留意点について学生に説明されます。

Ⅱ-8-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。
・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業認定は学則および学位規程に基づき、教授会で審議し、学長が承認し卒業が認定されています。

基準Ⅱ-9 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準Ⅱ-9を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-9-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

教育課程連携協議会での意見に基づき、2024年度以降入学生の教育課程では、「データサイエンス入門」等の科目が新設されるなど、産業界や地域社会のニーズに基づいたカリキュラム編成が実行されました。

II-9-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的に開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会は、専門職大学側の構成員4名（学長が指名する教員、学部長、各学科長、法人副理事長）および、業界等（学外）側の構成員8名（区市町の医療政策担当者、滋賀県理学療法士会会長、県作業療法士会会長等、臨地実務実習施設の指導者）で適切に構成され、定期的（年2回）に開催され、機能しています。

以上の内容を総合して、「**領域IIを満たしている。**」と判断します。

領域IIの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 東近江市の連携事業は、地域共生の取組として特色があります。

【改善が望ましい点】

- ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについて、学生便覧（2023年度）と大学ホームページとの間に齟齬がありますが、2024年度新カリキュラム移行に伴う三ポリシーの改定に伴うもので、ホームページ上に旧カリキュラム版のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを追記することにより、新旧ポリシーに関する学生の内容理解を深める対応がとられました。
- ホームページに示されたカリキュラム・ポリシーには、「学修成果の評価方針」が記述されていないため、改善を求めました。その結果、両学科のカリキュラム・ポリシーの前文の部分に加筆する旨の改善が提案されました。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切に構成され、教育研究活動等を展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、専門職大学（リハビリテーション分野）が担う使命を遂行するために、適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、専門職大学の目的と整合性があることを確認する。

ホームページおよび教育研究実績票に掲載された各教員の学位や過去の経歴等から判断して、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されています。研究者教員については、医学、公衆衛生学、生理学、栄養学等の基礎医学系の教員が中心となっています。実務家教員には理学療法士、作業療法士の有資格者を多く配置し、研究能力を併せ持つ実務家教員を含めて、演習科目や実習科目を担当し、学生にとって実務と技術の修得に貢献しています。展開科目は、リハビリテーション分野の周辺分野の講義の特性にあわせて、実務経験の豊富な非常勤講師が配置されています。

令和5年度設置計画履行状況等調査（文部科学省）において、作業療法学科は「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を着実に実行すること。」の指摘事項（改善）が付されました。この指摘に対して、定年を超えた教員8名のうち3名が退職し、助手2名の助教昇任により、教員の平均年齢が、60.7歳（令和5年度）から54.5歳（令和6年度）に改善されました。引き続きの対応を期待します。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の基幹教員を配置していることを確認する。
・必要基幹教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹教員）を配置していることを確認する。
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていることを確認する。
① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

理学療法学科の教員（専任）構成（2023年5月1日時点）は、研究者教員12名、実務家教員11名（内 研究業績を有する実務家教員4名）です。作業療法学科の教員（専任）構成（2023年5月1日時点）は、研究者教員9名、実務家教員6名（内 研究業績を有する実務家教員3名）です。理学療法学科・作業療法学科ともに、専門職大学設置基準および理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める必要数以上の教員が配置されています。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・教育研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・教授会等について、構成、責任体制および審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・教授会等の規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

大学運営会議（学則第 40 条）および教授会（学則第 39 条）が、それぞれ学則および規程に沿って運営されています。大学運営会議は、学長を議長として、毎月 1 回（8 月除く）開催され、教学に関する企画、執行、調整等のマネジメントに関わる審議を行います。大学運営会議は、構成員の合議に基づいて、学長が決定すると定められています。教授会は、学長の決定にあたり意見を述べるものと定められていることから、最終責任者は学長であることが明確になっています。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・管理運営に係る合議体には、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

大学運営会議や各種委員会等の構成員には、教員だけでなく事務職員も構成員として参画し（各種 19 委員会にも教員だけでなく職員も参加）、情報の共有、連携体制が確保されています。

事務職員は、総務、学生支援、入試広報の三グループの業務分掌となっています。教務・学生支援は、教員と学生支援グループの連携によって実施されています。学生支援グループの教務担当者は、時間割や試験日程の調整、非常勤講師への講義依頼、実習先への実習依頼等も行います。学生支援担当者は、奨学金制度や健康診断等の手配、保険の加入手続き、クラブ・サークル活動の支援などを行い、直接的な学生指導は各学科の担任、チューターが行うなど、教員と事務職員の役割は、適切に分担されています。

Slack などのコミュニケーションツールを活用することによって、日常的な教職員間の連絡の円滑化、情報共有と連携強化が図られています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

- ・SD の実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

FD・SD 推進委員会が設置されており、教職員の資質向上のための基本方針、研修プログラムの立案等を行っています。FD・SD 研修会、教職員合同のワークショップが実施され、教職員の能

力向上に寄与しています。「2023年度 FD・SD 研修会実施状況」では、①専門職にとっての研究、②科研費申請、③大学設置基準改正、④障害者への合理的配慮、⑤学生の学習行動アンケート結果、⑥教員・職員混成のグループ編成によるワークショップ、⑦教学 IR が研修講演会のテーマに選ばれました。このように、幅広いテーマが選択されています。ただ、参加者に対するアンケート調査など、参加者の反応の把握が望まれます。また、教職員一律に参加対象にするのではなく、職階別、教員・職員の別など参加対象者を想定したテーマ設定が望まれます。

2023年度にはFD・SD 研修会が3回開催され、オンライン、オンデマンドなども含めて、各回30～42名の教職員が参加しました。「第1回びわろハ大教職員ワークショップ～開学以降の経験を振り返って、2024年度以降の大学を構想する～」のテーマで教職員合同のワークショップが行われ、教職員46名が参加しました。一日全日の「教員・職員混成のグループ編成によるワークショップ」は、教職協働を促進するためにも有効であり、特色ある取組です。

以上の内容を総合して、「**領域Ⅲを満たしている。**」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 「教員・職員混成のグループ編成によるワークショップ」は、教職協働を促進するためにも有効であり、特色ある取組です。

【改善が望ましい点】

- 教職員の資質向上に向けた取組が積極的に実施されていますが、アンケート調査など参加者の反応に関する調査が望まれます。
- 今までのFD・SDは、教職員一律に参加対象としてきましたが、職階別、教員・職員の別など参加対象者を想定したテーマ設定が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅳ 学修環境

基準Ⅳ-1 学修環境の維持・向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制推薦入試、指定校推薦入試）、社会人選抜、一般選抜が実施されており、区分ごとに、「入学者受入方針」と提出書類や入試方法との対応方法が「入試ガイド」に明示されています。入学者選抜の運営体制は、「入試広報委員会」が主体となり、事務センター入試広報グループがその事務を補助しています。合否判定は、入試広報委員長、学部長・学科長で構成される「合否判定ワーキンググループ」において合格者案が作成され、「教授会」での審議の後、学長によって最終判定が行われます。入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、「入学試験監督要領」が定められるとともに、試験科目の出題者・採点者による「入試問題作成ワーキンググループ」が組織され、必要な人員が配置されています。

「社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮」「障害のある者に対して特別措置等」や社会人スカラシップの用意など、多様な学生の受け入れ方針が打ち出されています。

以上より、入学者受け入れは適切にかつ公正に実施されています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む。）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

収容定員充足率（2020～2023年度）については、理学療法学科が、55%、83%、86%、87%と9割近くですが、作業療法学科は、35%、64%、64%、55%であり、適正化を図る取組が望まれます。2024年度に理学療法学科、作業療法学科の入学定員が各10名削減され、言語聴覚療法学科（入学定員20名）が新設されました。

作業療法学科の収容定員未充足は、令和5年度設置計画履行状況等調査（文部科学省）でも「指摘事項（改善）」として指摘されており、この課題に対する対策は、分析観点Ⅳ-1-3で記述します。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

理学療法学科の入学定員充足率（2020～2023年度）は、55%、111%、104%、109%でした。これに対して、作業療法学科の入学定員充足率（2020～2023年度）は、35%、93%、70%、45%と低下傾向にあり、入学定員未充足の状態が継続しています。入学試験受験者数も、17名、64名、40名、35名と減少傾向が続いており、改善の取組が求められ、取組結果の分析、効果判定、取組の見直しが必要です。

この専門職大学は、未充足の要因を次のように分析しています。

(1) リハビリ職の志願者が2021年度以降、大阪、神戸では微増か横ばいだが、地方では全国的に減少傾向

(2) 理学療法士に比べ高校生が接する機会が無い作業療法士の職業認知が低迷

このような高等学校生の動向から、打開策として広報的および教学的両面から、下記の取組が検討・実行されています。

(1) 作業療法士の将来性や社会的必要性を高校生に分かりやすく提示

(2) 本学にしかない特長や優位性を明瞭に発信

(3) 滋賀北東部以外、県外からの入学生確保

18歳人口の減少は明白な事実ですから、社会人選抜にも視野に入れた改革が望まれます。

基準IV-2 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていること。

- ・ 必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・ 図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・ 施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

講義室、演習室、図書館（自習室を兼ねる）、研究室等が整備され、専門職大学設置基準および指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指導ガイドラインに定められている実習室等、必要な施設・設備は整備され、活用されています。

図書館には約18,000冊の図書と31種の学術雑誌が配置され、メディカルオンラインおよびイーブックスライブラリー、電子書籍など、冊子体としての図書だけではなく、電子書籍の充実も図られています。2023年度の図書館の年間利用状況は、開館日数231日、延来館者数6,294名、貸出冊数975冊でした。

学生面談や個別指導については、未使用の研究室（27室）および保健室が面談可能な場所として活用されます。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・ 施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・ 施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・ 防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・ 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮なされていることを確認する。
- ・ 施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

大規模な改修工事（2018～2019年）が行われ、現行の耐震基準を満たしています。その際、スロープや多目的トイレ、エレベーター等も整備され、バリアフリー化が図られました。しかしながら、大学玄関に設置されている「スロープ」の傾斜は急すぎて、車椅子で昇降する場合は危険性を伴う危惧があり、改修の必要があると思われます。

校舎内にはセキュリティの確保のために防犯カメラが設置され、事務センターでモニターすることができ、映像の録画・保存も行われています。夜間は、機械警備により安全面の対策を行っています。

IV-2-3 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

無線 LAN が設置され、情報処理室にはノートパソコンが 40 台用意され、学生は自由に使用できます。学生は、学習管理システム（LMS）である manaba やコミュニケーションツールである Slack、学生個人に割り当てられたメールアドレス等の利用によって、教員との質疑やゼミ等のグループ内での情報共有ができるような ICT 環境が整備されています。一部の講義ではオンライン授業が採用され、学生はオンライン会議システム Zoom で受講が可能です。学生が使用する Slack や manaba などの学内のツールはすべてパソコン、スマートフォンに対応しています。

法人全体のセキュリティ等については、法人事務局総務グループが管轄しており、学内 ICT を管理する職員は、専門的知識をもつシステムエンジニアが大阪茨木キャンパスに常駐しています。トラブル等の対応が必要な場合は、電話、Slack 等で連絡を取り、この専門職大学の総務グループが対応しています。日常的な学内の ICT 環境のメンテナンスやセキュリティ管理は、総務グループが担当しています。

IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

図書館に自習スペースが設置され、情報処理室、学生ホール（兼食堂）などでも自習が可能です。授業のない教室も使用することが許可されています。

放課後（夜間）の諸設備の利用については、最寄駅までの最終バスの発車時刻（18:55）が課題です。学生の多数はバスを利用しており、学生から最終バス発車時刻延長の要望が出ています。

基準IV-3 教育研究活動を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、それらの管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。

- ・過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。

設置認可申請時の計画に基づき教員の教育研究活動の予算が配分されます。各教室の AV 設備の整備、学内の無線 LAN 化、教育研究上必要な機器備品の購入、消防設備や校内放送設備の更新

など、教育研究上必要となった機器備品等にも予算が適宜割り当てられます。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。

- ・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

施設・設備の管理運営については、総務グループ（5名体制）が担当しています。総務グループの所掌は、機械、器具および物品の購入ならびに管理、施設・設備の取得および維持管理です。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

教務関係等のオリエンテーションは、学年ごとに新年度開始時および後期開始時の年2回実施されます。教務委員、学生委員、事務センター職員が分担して、履修指導・履修登録指導および学生生活指導が行われます。履修登録が不安な学生に対しては、事務職員が選択科目の追加・削除等の助言指導を行います。学生個々の事項に対しては、担任、チューターが対応し、必要に応じて関係部署と連携を取り、学生の多様性に配慮した体制が構築されています。

学内システムと併用されている Slack は、ワークフロー機能を使用して、あらかじめ設定された入力フォーマットに入力し、指定された送信先（教職員に限定）に発信され、個人情報管理の問題はありません。

IV-4-2 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を必要とする学生に対する学修支援を行う体制が整備されていること。

- ・履修上特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・履修上特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

「障害学生修学支援に関する指針」が制定され、支援体制が整備されています。学習支援センター教育的ニーズ検討部会が、当該学生から提出された配慮申請を聞き取った上で個別の配慮計画を作成し、学長の承認後、科目担当教員等の関係教職員が配慮計画に基づいて支援を行います。これまでに9名の申請事例がありました。

基準IV-5 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績。
- ・奨学金制度、入学料・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績。

学生便覧に「相談先一覧」が掲載され、学生に周知が図られています。学生生活に関する相談は、担任・チューター教員やなんでも相談員が対応します。経済面の相談は、事務職員が対応し、修学支援新制度（給付奨学金および学費減免）、貸与奨学金、その他奨学金の手続き等を紹介するほか、Webにも掲載されています。

この専門職大学独自の奨学金制度として、「通学費用補助」（バスを除く公共交通機関の定期代が1か月1万円を超えた場合、上限1万円まで補助）、「自宅外通学者スカラシップ」（自宅外で生活をする学生の家賃の半額を負担）があり、学生の生活・経済的支援が行われています。

2023年度卒業生アンケート設問「7-(1)支援・サービスの満足度」の中で、「課外活動」および「事務センター」について、「あまり満足していない。」「満足していない。」の合計が約26%と、他のサービスよりも満足度が低くなっています。また、自由記述に「事務の方の接する態度を見直してほしい。」と意見もあります。このようなアンケートの結果を分析し、対応を図ることが望まれます。

IV-5-2 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

「ハラスメント防止ガイドライン」が定められ、学生便覧によって周知が図られ、被害者・相談者の保護に努めることを第一義として対応が行われています。なんでも相談員（ハラスメント相談員を兼務）が相談事案を把握するとともに、ハラスメント防止委員会が迅速かつ適切に対応する体制が整備されています。学校法人全体では、「学校法人藍野大学 人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程」が定められており、法人の相談窓口が設置されています。

以上の内容を総合して、「**領域IVを満たしている。**」と判断します。

領域IVの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 作業療法学科の定員未充足に対する取組が望まれます。このために、社会人選抜も視野に入れた改革が望まれます。
- 学生アンケート結果を分析して、学生の意見に対応することが望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域V 内部質保証

基準V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の改善・向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究活動等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持、改善・向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育活動等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

自己点検・評価の実施に責任をもつ組織は、学長が委員長となり、下記の事項を審議しています。このように、機関・プログラム・科目の三層の連携がとれる形で、自己点検評価委員会を含めた内部質保証の体制が整備されています。

- (1) 自己点検・評価の方針及び実施方法に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施体制に関する事項
- (3) 自己点検・評価の検証及び改善方策に関する事項
- (4) 自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関する事項
- (5) 学校教育法に定める認証評価及びその他の第三者評価に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関する重要事項

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

内部質保証の方針に基づいて、自己点検・評価報告書（2020～2022年度）が、ホームページに掲載されています。自己点検・評価の評価項目は、基準1 使命・目的、基準2 全学的な内部質保証システム、基準3 教育課程・学修成果、基準4 教育研究組織・教育研究環境、基準5 学生、基準6 社会連携・社会貢献、基準7 運営・管理および財務であり、評価項目として適切です。

「アセスメントプラン」には、「主な指標による検証の目安【暫定】」が示されており、自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

自己点検評価の結果に基づき、課題に対して対応措置が取られています。2021年度には内部質保証の方針、アセスメントプラン、内部質保証体系等の策定が行われ、完成年度後の2024年度を見据えた三ポリシーおよび教育課程の改正、既存2学科の入学定員の見直し、新学科の設

置、新キャンパスの開設に向けた取組が進められています。学習支援センターが開設され（2021年度）、学力に課題を抱える学生への対応が開始されました。また、担任制に加えてチューター制も導入されました（2022年度）。今後、これらの取組の効果検証および検証結果からの取組の修正（改善）などが期待されます。

基準V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の改善・向上に活かされていること。

【評価結果】 基準V-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・専門職大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令によって公開が義務づけられている専門職大学設置認可申請書、言語聴覚療法学科設置届出書および設置計画履行状況報告書、自己点検評価報告書、高等教育の修学支援新制度の確認更新申請書、研究活動に関する各種規程等が公開されています。

ただし、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーのように更新されていない情報があります（分析観点II-1-1およびII-2-1参照）。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の改善・向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・教育研究等の情報の公表に対する社会の反応を分析して、改善・向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

自己評価書には、「2023年度末の時点で社会からのフィードバックはなく、そのため改善・向上につながる事例はない。」と記述されていますが、多様なステークホルダーと連携した教育課程連携協議会等の意見に基づいた教育課程の変革など、実質的には機能していることが確認できました（基準II-9）。

基準V-3 専門職大学（リハビリテーション分野）の教育に資する研究のあり方を踏まえて、リハビリテーション関連の学術的研究、リハビリテーションに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-3を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、リハビリテーション関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員選考規程が制定され（2022年）、教員資格審査基準も策定・公表（2023年4月）されています。2024年度以降に昇任を希望する教員からの申請を受け付けるとともに、教員選考委員会が設置されました。昇任審査については、研究者教員（専任）、実務家教員（実務家専任教員、研究能力を併せもつ実務家教員）ごとに異なる基準が策定されており、職位ごとに求める内容が明確に示されています。その方法に沿って、2023年度に教員選考委員会が設置され、2024年4月に昇任および新規任用が行われました。

V-3-2 専任教員について、教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われているか。

- ・教員の教育活動および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

専任教員は、年度当初に、前年度の教育活動、研究活動、社会貢献、管理運営、臨床実績等の自己評価を行い、「教育・研究等活動に係る自己評価と目標について」を作成し、学科長に提出します。自己評価表に記載された前年度の目標とその達成状況および次年度の目標について、学科長との面談で評価を受けます。この教育・研究等活動に係る自己評価と目標が、昇任にあたり基礎資料のひとつとなります。

専任教員（研究者教員および実務家教員）は、教育研究実績票から判断して、この専門職大学の目的に照らして、適切な教育研究活動および教育上の指導能力を備えているものと判断します。このことは、この専門職大学の科学研究費補助金の獲得状況（日本私立大学協会 教育学術新聞）が、専門職大学の中でもトップクラスであることから窺えます。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

この専門職大学では、「FD・SD研修会」とよんでいますが、内容的にはファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されています。すなわち、①専門職にとっての研究、②科研費申請、③大学設置基準改正、④障害者への合理的配慮、⑤学士への学習行動アンケート結果、⑥教員・職員混成のグループ編成によるワークショップ、⑦教学IRが研修講演会などの幅広いテーマが選定されています。「教員・職員混成のグループ編成によるワークショップ」は、教職協働を促進するためにも十分機能しています（分析観点Ⅲ-3-2）。ワークショップについては、参加者の感想も掲載した報告書が作成されていますが、ワークショップ以外の研修では、事後のアンケート等は行われていませんので、今後アンケート調査等の実施が望まれます。

FD・SD委員会において教職員FD・SD研修の内容等が立案され、各委員会等の協力を得て組織

的かつ定期的に実施されています。研修会は、全員出席を義務としていますが、授業等でやむを得ない事情で欠席した者は後日、動画を視聴します。

教員相互の授業参観およびそのフィードバックは実施されていませんので、適正化を図る取組が望まれます。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持・向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者の役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
*スタッフ・ディベロップメント (SD) については、基準Ⅲ-3で確認する。

教育支援者（事務センター学生支援グループ職員および図書館専門職員）に対して、教学管理・支援経験をもつ管理職が日常の教学業務を助言・指導するとともに、教職員FD・SD研修が高等教育情勢や学生の実状を理解する機会となっています。また、大学行政管理学会にも参加しています。

指導補助者は大学院生等による授業補助者が一般的であることから、この専門職大学ではこれに相当する職種は導入されていません。

以上の内容を総合して、「**領域Vを満たしている。**」と判断します。

領域Vの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- この専門職大学の科学研究費補助金の獲得状況が、専門職大学の中でもトップクラスであり、特色があります。

【改善が望ましい点】

- 研修会等の事後アンケート調査等の実施が望まれます。
- 教員相互の授業参観とそのフィードバックの取組が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

Ⅲ 意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、びわこリハビリテーション専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

【別紙】 認証評価委員会

令和6年度 びわこリハビリテーション専門職大学の評価チーム

氏名	経 歴
○渋井 進	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
大塚 雄作	国際医療福祉大学大学院 教授 医療福祉マネジメント学部 心理学科 教授
川口 昭彦	専門職高等教育質保証機構 代表理事 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授
河盛 隆造	順天堂大学大学院医学研究科スポーツロジックセンター センター長・教授
佐藤 和彦	元東京都立松原高等学校校長
田頭 勝之	高知リハビリテーション専門職大学 教授 図書館長
田畑 稔	日本循環器理学療法学会 規約検討・利益相反委員会 委員長 東京保健医療専門職大学 リハビリテーション学部 理学療法学科 教授
野田 文香	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
福島 統	一般社団法人柔道整復教育評価機構 理事

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構

杉田 直子

IV 参考資料

1 学校の現況

現況					
学校名	学校法人藍野大学 びわこリハビリテーション専門職大学				
所在地	〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町967				
設置学科・コース等の情報				(令和5年5月1日現在)	
学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
リハビリテーション学部 理学療法学科	278	23	11	リハビリテーション分野	*****
リハビリテーション学部 作業療法学科	88	15	6	リハビリテーション分野	*****

2 学校の目的および特徴

目的
<p>びわこリハビリテーション専門職大学(以下、「本学」と言う。)は、学校法人藍野大学により令和2年4月1日に、前身の滋賀医療技術専門学校(平成8年4月開学)の施設を引き継ぐ形で開設された。学校法人藍野大学(以下、「本法人」と言う。)は、昭和43年4月に大阪府茨木市の地で医療法人恒昭会藍野病院付属看護学院を設立したのがその淵源で、その後学校法人の認可を受け、現在では、本学を含む2つの大学、短期大学および2つの高等学校を有し、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士及び臨床工学技士の医療専門職を育成することを事業の柱としている。</p> <p>本学の使命・目的を三つの側面から説明する。一つ目は、本法人が発足当初から取り組んできた看護職、リハビリテーション専門職を時代のニーズに相応しい形で輩出することである。本法人の教育理念である「Salute et Solatio Aegrorum(病める人々を医やすばかりでなく慰めるために)」を実践できる資質を有する医療人を育成することを根底に据え、超高齢社会、医療技術の高度化と情報社会への適応など時代状況に適応できる人材を育成することである。本学が、前身の滋賀医療技術専門学校から専門職大学へと衣替えした理由も、本学が育成しようとする理学療法士、作業療法士に求められる知識や技能が従来よりも深く広いものになってきており、専門職大学制度の下で、われわれの目指す専門職が育成できると考えたからである。</p> <p>二つ目は、本学が位置する滋賀県(以下、「本県」と言う。)の医療・保健・福祉体制への寄与である。既述のとおり、前身の滋賀医療技術専門学校では25年にわたって理学療法士と作業療法士(平成18年までは看護師)を育成してきた経緯があり、理学療法士と作業療法士の養成学校として県内で唯一指定を受けている。この専門学校で理学療法士を758名、作業療法士を431名が輩出され、その多くが県内で就業しており、本県のリハビリテーション人材育成を担ってきたと自負している。一方で、本県のリハビリテーション専門職の数は十分でないとの声も聞いており、本学はこうした地域の現状を踏まえ、引き続き理学療法士、作業療法士を育成していく責務があると考えている。</p> <p>三つ目は、以上述べたことと重なり合うが、専門職大学の特徴に根差した本学の目的である。専門職大学の特徴として大きく実践力、実務能力の高い人材の育成と、関連する産業界等との連携を重視した活動の推進が挙げられる。これに相当する本学の目的として、地域共生社会の実現に貢献できる人材の育成を掲げている。具体的には、高齢者、障害者、子どもたちが集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられる「共生型社会」の実現に寄与できる理学療法士、作業療法士の育成である。そのために、地域包括ケアにおけるリハビリテーションが担う役割を踏まえ、立地場所である東近江市や近隣自治体、地域住民との連携・交流を通じた教育研究科活動の実践、それを可能にするための展開科目の設置や多職種との協働活動を推進している。</p> <p>以上述べた本学の使命・目的については、本学の設置認可申請書類(2019年)の中の「設置の趣旨及び必要性」に示されており、現時点においても何ら変更を伴うものではない。本法人には、大阪府茨木市にも理学療法士、作業療法士を育成する4年制大学を有している。従来型の4年制大学と専門職大学とでは教育課程の編成も教員構成のあり方も異なる。本学の教育課程では、とくに地域共生社会の実現に寄与するという本学の目的に合致するような、従来型の4年制大学にはない授業科目を、主に展開科目で配置している。</p> <p>本学の使命、目的の概要、及び専門職大学制度の大きな特徴である高度な実践力と豊かな創造力を持った人材育成との関連については、以上のとおりである。</p>
資料0-1-① 設置の趣旨を記載した書類 P.1-7 1.設置の趣旨及び必要性

特 徴

本学では、リハビリテーションの専門職を養成するために理学療法学科と作業療法学科を設置しており、その特徴は次のとおりである。

(1) 理学療法学科

滋賀県の2022年の平均寿命は男性が82.73歳で全国1位、女性が88.26歳で全国2位である。一方、健康寿命の平均は、男性が73.46歳、女性が74.44歳(2018年)であり、平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限を持ちながら生活する期間を示している。この期間を短縮することが、高いQOL(生活の質)を維持し、その人が望む人生を送るために重要なことである。また、この期間は医療や介護サービスを必要とすることが多く、その期間をいかに短縮するかが、社会保障制度上の課題である。平均寿命と健康寿命の差を縮めることが社会全体に重要である。この背景を踏まえて、我が国では「健康日本21(第二次)」が2023年に改正され「健康日本21(第三次)」がスタートした。改正後は、健康寿命の延伸や生活習慣の改善を促すための取り組みが進められている。しかし、日本理学療法士協会による2024年の会員分布調査では、理学療法士の就労状況では、医療・介護分野が93.7%を占めており、健康分野での就労はわずか0.26%と非常に少ない。このため、滋賀県唯一の理学療法士養成校である本学では、健康分野における理学療法士の養成を目的の一つに上げ、その現状と課題を学ぶことで、健康分野への職域を展開できる人材を育成することが他にない本学科の特色である。

(2) 作業療法学科

日本作業療法士協会は「作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す」と定義している。また、その具体的な対象者は、身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不適応により日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団である。彼らの生活に対して、作業を用い、環境に手を入れ、外部からの干渉をコントロールすることにより生活の困難を軽減させる。そのために、意味のある生活行為とそれを行うために必要な心身の活動に対して、環境面にも働きかけながら作業を手段あるいは目的として利用できる人材が必要となる。そのような作業療法士は地域共生社会の必需となると考えられる。

我が国は超高齢社会となり、高齢化による機能低下や、様々な疾患や障害の影響から、すべてのライフステージで、個々の生活課題に応じた支援が求められており、多職種と連携した生活支援を行うことができる作業療法士を育成することを特色とした。

【根拠資料・データ】

資料0-1-② 設置の趣旨を記載した書類 P.19-22 2.学科・専攻の特色

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

びわこリハビリテーション専門職大学の使命・目的は、学則第1条に「びわこリハビリテーション専門職大学は、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。」と明記している。

この使命・目的に沿って3つのポリシーを設定し教育活動を行い、教育活動の成果は国家試験、就職状況、卒業生アンケートから評価した。国家試験合格率は理学療法学科で82.1%、作業療法学科で85.7%であり、新卒者の合格率を下回ってはいるが、合格者はリハビリテーション専門職として就職している。卒業生アンケート集計結果からはDPの達成度において「身についた」「ある程度身についた」という回答が概ね90%であった。以上のことから領域Ⅰの基準を満たしていると判断する。

領域Ⅱ

教育課程は専門職大学設置基準及び指定規則に基づき、適切に開設され、段階的に学修できるように配置されている。DP、CPの整合性は「授業科目とCP・DPの対応表」で明確に示している。

シラバスには、到達目標、授業計画、評価方法等について記載している。また、CAP制を導入することで単位の実質化に配慮している。成績評価は学則および「履修及び試験に関する規程」等の規程に基づき評価し、教授会の審議を経て学長が承認している。また、規程に基づき既修得単位認定を適切に行っている。

卒業認定は学則及び学位規程に基づき、教授会で審議し、学長が承認し卒業を認定している。成績評価及び卒業要件に関することは学生便覧に記載の上、毎年度オリエンテーションで学生に対して説明し、周知している。

教育課程の編成に関しては、教育課程連携協議会の意見を2024年度以降の教育課程に反映している。以上のことから領域Ⅱの基準を満たしていると判断する。

領域Ⅲ

本学の目的を達成するために必要な教員の採用方針を定め、教育研究業績・実務経験を有する者を採用し、配置している。

教員は、専門職大学設置基準の研究者教員(専)、実務家教員(実専、実(研))、及び指定規則で定められた専任教員数を両学科ともに満たしている。

本学の運営体制は各種規程に基づき、学長が議長となる運営会議、学部長が議長となる教授会があり、その下に各種委員会を設置している。教授会は審議事項について学長に意見を述べ、学長は最終決定を行う。加えて外部からの意見を聴く機関として教育課程連携協議会を設置している。

教職協働体制として、運営会議及び各種委員会には事務職員も正規構成員として参画しており、情報を共有する体制ができています。

教職員の資質向上への取り組みは、FD・SD研修会を実施している。

以上のことから領域Ⅲの基準を満たしている。

領域Ⅳ

学則に規定する入学資格者に対し、アドミッション・ポリシーに基づき入学試験を実施している。入学試験の可否は教授会での審議を経て学長が決定しており、適正に実施している。

学生数については、作業療法学科の定員未充足を踏まえた広報の強化と併せ、2024年度に言語聴覚療法学科を設置することで安定した定員確保を目指す。

施設・設備に関しては、専門職大学設置基準等に規定される施設は整備している。学内無線LANに加え、LMS、Slack、電子書籍等を導入し、学外からでも学修や各種相談ができる環境を整えている。障害のある学生等への支援は、本学の指針に基づき対応している。開学時の改修により、耐震やバリアフリー化は完了しており、防犯カメラの設置の導入等、安全面の配慮も行っている。

機器備品は設置計画に基づき整備し、それ以外の機器備品の購入、更新についても予算が措置されている。以上のことから、領域Ⅳについては基準を満たしていると考えます。

領域V

学則第2条に基づき、自己点検評価委員会を設置し、自己点検評価を行っている。報告書の作成、現状分析、課題の抽出を委員会が行い、運営会議において改善計画等を決定している。抽出された課題は翌年度の報告書でその対応結果が記載されており、改善につながっている。

他にも法令で定められた教育情報は本学ホームページにすべて公開している。

教員の任用、昇任については、規程に基づき審査を行っている。教員は学科長と面談の上、教育・研究に係る自己評価と目標を作成し、これらが教員の評価と指導にも活用される。

審査は教員選考委員会で行い、学長に答申する。学長は教員選考委員会の答申を受け昇任を決定し、理事長に上申する。完成年度明けの2024年度に新規任用及び昇任人事が行われた。

以上のことから領域Vはいずれの基準も満たしていると考ええる。

詳細は大学ホームページをご覧ください。

<https://bpur.aino.ac.jp/evaluation/>